

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例 素案（パブコメ段階）と原案の比較表

資料3の参考

素案（パブコメ段階）	原案（法規審査未了）
	<p><u>目次</u></p> <p><u>前文</u></p> <p><u>第一章 総則（第一条—第八条）</u></p> <p><u>第二章 障害を理由とする差別の禁止等（第九条・第十条）</u></p> <p><u>第三章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策（第十一条—第十八条）</u></p> <p><u>附則</u></p>
<p>全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障され、相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら、安全に<u>_____</u>安心して共に暮らす共生社会は、私たちが目指すべき社会である。</p> <p>群馬県では、障害者が将来に夢と希望を抱き、地域で安全に<u>_____</u>安心して自分らしく自立して生活できる環境づくりを進めるため、障害者が地域で教育を受け、就労<u>_____</u>するための<u>取組や、地域で生活する重い障害者の支援に重点的</u>に取り組んできた。</p> <p>しかしながら、障害者が日常生活や社会生活において、障害を理由とする不当な差別的取扱いや、社会における様々な障壁により、地域での自立した生活や社会参加を妨げられ<u>たりしている</u>状況が、今なお、私たちの社会には存在する。</p> <p>このような状況において、障害の有無にかかわらず、誰もが<u>_____</u>安心して<u>暮らせる</u>共生社会を実現するためには、全ての県民が、障害を理由とする差別は、<u>障害のない人</u>も含めた全ての者に関する問題であることを認識し、障害及び障害者に対する理解を深め、社会全体で<u>連携・協力して</u>、障害を理由とする差別の解消に取り組む必要がある。</p> <p>ここに、私たちは、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念にのっとり、全ての県民が、<u>障害の有無にかかわらず、安全に安心して暮らせる共生社会の</u> <u>_____</u>実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障され、相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら、安全に<u>かつ</u>安心して共に暮らす共生社会は、私たちが目指すべき社会である。</p> <p>群馬県では、障害者が将来に夢と希望を抱き、地域で安全に<u>かつ</u>安心して自分らしく自立して生活できる環境づくりを進めるため、障害者が地域で教育を受け、就労<u>し、及び生活</u>するための<u>施策</u> <u>_____</u>に取り組んできた。</p> <p>しかしながら、障害者が日常生活や社会生活において、障害を理由とする不当な差別的取扱いや、社会における様々な障壁により、地域での自立した生活や社会参加を妨げられ<u>ているなどの</u>状況が、今なお、私たちの社会には存在する。</p> <p>このような状況において、障害の有無にかかわらず、誰もが<u>安全にかつ</u>安心して<u>共に暮らす</u>共生社会を実現するためには、全ての県民が、障害を理由とする差別は、<u>障害者でない者</u>も含めた全ての者に関する問題であることを認識し、障害及び障害者に対する理解を深め、社会全体で<u>_____</u>障害を理由とする差別の解消に取り組む必要がある。</p> <p>ここに、私たちは、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念にのっとり、全ての県民が、<u>障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会</u>の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p>

素案（パブコメ段階）	原案（法規審査未了）
<p><b>第1 目的</b></p> <p>この条例は、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進するための取組について、基本理念を定めるとともに、県の責務、<u>      </u>市町村、県民及び事業者の役割を明らかにすることにより、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第一章 総則</b></p> <p><b>（目的）</b></p> <p>第一条 この条例は、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進するための取組について、基本理念を定めるとともに、県の責務<u>並びに</u>市町村、県民及び事業者の役割を明らかにすることにより、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。</p>
<p><b>第2 定義</b></p> <p>この条例で用いる用語について、次のとおり定義する。</p> <p>(1)「障害者」 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病<u>      </u>に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2)「社会的障壁」 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>	<p><b>（定義）</b></p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病<u>（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）</u>に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p><u>二 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第七号に規定する事業者のうち、県の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。</u></p> <p>三 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p><u>四 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合であって、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることをいう。</u></p>

素案（パブコメ段階）	原案（法規審査未了）
<p>第3 基本理念</p> <p>「第1 目的」で規定する社会の実現は、 _____ _____ _____ 次に掲げる事項を旨として図られなければならない。</p> <p>(1) 全ての障害者は、<u>障害のない者</u>と等しく、<u>障害を理由とする差別を受けず</u>、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。</p> <p>(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、_____ _____ _____ 不当な差別的取扱いの解消にとどまらず、<u>障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮</u>をする必要があること。</p> <p>(3) 障害を理由とする差別を<u>解消する</u>取組は、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見、理解の不足等から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する県民の理解を深める取組と一体のものとして行われなければならないこと。</p> <p>(4) 全ての県民は、障害及び社会的障壁に係る問題が、<u>障害のない者</u>も含めた全ての<u>人</u>に関係する問題であることを認識し、その理解を深める必要があること。</p> <p>(5) <u>共生社会</u>を実現するための取組は、県、市町村、県民、事業者及び国その他関係機関の、<u>適切な役割分担と相互の連携及び協働の下に行われる</u>_____ _____ _____ こと。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第三条 <u>第一条に</u>規定する社会の実現は、全ての障害者が、<u>障害者でない者</u>と等しく、_____ _____ _____ 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを<u>を前提としつつ</u>、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。</p> <p>一 障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、<u>障害者に対する障害を理由とする</u>不当な差別的取扱いの解消にとどまらず、_____ _____ _____ _____ _____ _____ 合理的配慮をする必要があること。</p> <p>二 障害を理由とする差別の<u>解消を推進するための</u>取組は、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見、理解の不足等から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する県民の理解を深める取組と一体のものとして行われなければならないこと。</p> <p>三 全ての県民は、障害及び社会的障壁に係る問題が<u>障害者でない者</u>も含めた全ての<u>者</u>に関係する問題であることを認識し、その理解を深める必要があること。</p> <p>四 <u>第一条に規定する社会</u>を実現するための取組は、県、市町村、県民、事業者、_____ _____ _____ 国その他関係機関の<u>適切な役割分担</u>、相互の連携及び協働の下に行われる<u>必要がある</u>こと。</p>

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例 素案（パブコメ段階）と原案の比較表

資料3の参考

素案（パブコメ段階）	原案（法規審査未了）
<p><b>第4 不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供</b></p>	<p>「財政上の措置」の後、「相談体制」の前に移動</p>
<p><b>第5 県の責務</b></p> <p>1 県は、<u>市町村と連携及び協力し、基本理念にのっとり、</u>  <u>障害及び障害者に対する県民及び事業者の理解を深め</u>  <u>、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策</u>  <u>を総合的かつ計画的に実施するものとする。</u></p> <p>2 県は、市町村が実施する<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策</u>に  協力するものとする。</p> <p>3 県は、市町村、県民及び事業者に対し、障害を理由とする差別を解消するた  めの情報の提供、<u>技術的な支援に努めるものとする。</u></p>	<p>（県の責務）</p> <p>第四条 県は、<u>前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、</u>  <u>市町村と連携協力して、障害及び障害者に対する県民及び事業者の理解を深め</u>  <u>るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策（以下「差別解</u>  <u>消推進施策」という。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。</u></p> <p>2 県は、<u>差別解消推進施策</u> <u>を策定し、及びこれ</u>  <u>を実施するとき</u> は、障害者その他の関係者の意見を聴き、<u>その意見を尊重す</u>  <u>るよう努めるとともに、県民、事業者及び障害者団体その他の社会福祉関係団</u>  <u>体と連携協力</u> <u>するものとする。</u></p> <p>3 県は、市町村が実施する<u>差別解消推進施策</u> <u>に</u>  協力するものとする。</p> <p>4 県は、市町村、県民及び事業者に対し、障害を理由とする差別を解消するた  めの情報の提供<u>及び</u>技術的な支援に努めるものとする。</p>
<p><b>第9 意見の聴取・相互連携</b></p> <p>県は、<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策</u>を策定し、<u></u>  <u>実施するときには</u>、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重す  るよう努めるとともに、県民、事業者及び障害者団体その他の社会福祉関係団  体と<u>協力及び連携</u>するものとする。</p>	<p>「県の責務」に統合。</p>
<p><b>第6 市町村の役割</b></p> <p>市町村は、地域の特性に応じて障害及び障害者に対する住民の理解を深  めるとともに、<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策</u>を実施する  <u>ときには</u>、県と連携するよう努めるものとする。</p>	<p>（市町村の役割）</p> <p>第五条 市町村は、地域の特性に応じて障害及び障害者に対する住民の理解を深  めるとともに、<u>差別解消推進施策</u> <u>を実施する</u>  <u>ときは</u>、県と連携するよう努めるものとする。</p>

素案（パブコメ段階）	原案（法規審査未了）
<p><b>第7 県民の役割</b></p> <p>1 県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、県及び市町村が実施する<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策</u>に協力するとともに、障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会を<u>実現する等、</u>障害を理由とする差別の解消の推進に<u>寄与する</u>よう努めるものとする。</p> <p>2 障害者は、自らの障害の特性<u>や</u>社会的障壁の除去に必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、障害及び障害者に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。</p>	<p>（県民の役割）</p> <p><b>第六条</b> 県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、県及び市町村が実施する<u>差別解消推進施策</u>に協力するとともに、障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会の<u>実現に寄与する等</u> 障害を理由とする差別の解消の推進に<u>資する</u> よう努めるものとする。</p> <p>2 障害者は、自らの障害の特性<u>及び</u>社会的障壁の除去に必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、障害及び障害者に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。</p>
<p><b>第8 事業者の役割</b></p> <p>事業者は、その事業を行うに当たり、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、県及び市町村が実施する<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策</u>に協力するとともに、障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会を<u>実現する等、</u>障害を理由とする差別の解消の推進に<u>寄与する</u>よう努めるものとする。</p>	<p>（事業者の役割）</p> <p><b>第七条</b> 事業者は、その事業を行うに当たり、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、県及び市町村が実施する<u>差別解消推進施策</u>に協力するとともに、障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会の<u>実現に寄与する等</u> 障害を理由とする差別の解消の推進に<u>資する</u> よう努めるものとする。</p>
<p><b>第9 意見の聴取・相互連携</b></p>	<p>「県の責務」に統合。</p>
<p><b>第10 財政上の措置</b></p> <p>県は、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策</u>を<u>推進</u>するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（財政上の措置）</p> <p><b>第八条</b> 県は、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、<u>差別解消推進施策</u>を<u>実施</u>するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

素案（パブコメ段階）	原案（法規審査未了）
<p><b>第4 不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供</b></p> <p>1 何人も、<u>障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供等を拒否する又は提供等に当たって場所・時間等を制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付ける等、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</u></p> <p>2 県及び市町村は、その事務又は事業を行うに当たり、<u>障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮</u>をしなければならない。</p> <p>3 事業者は、その事業を行うに当たり、<u>障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮</u>をするよう努め<u>るものとする。</u></p>	<p><b>第二章 障害を理由とする差別の禁止等</b></p> <p><b>（不当な差別的取扱いの禁止）</b></p> <p>第九条 何人も、 _____ 障害を理由として _____  _____ 障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p><b>（合理的配慮）</b></p> <p>第十条 県及び市町村は、その事務又は事業を行うに当たり、<u>合理的配慮</u>をしなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、<u>合理的配慮</u>をするよう努め<u>なければならない。</u></p>
<p><b>第11 相談体制</b></p> <p>1 県は、障害を理由とする差別に関する相談に適切に<u>応じられるよう、その相談に対応するための</u>窓口を設置する等必要な体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 県は、<u>障害を理由とする差別に関する</u>相談を受けたときは、その当事者の相互理解<u>と</u> 自主的な取組による解決を促進するため、専門的知見を活用して助言その他の必要な支援を行うものとする。</p>	<p><b>第三章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策</b></p> <p><b>（相談体制）</b></p> <p>第十一条 県は、障害を理由とする差別に関する相談に適切に<u>対応するために、当該相談に応じるための</u> 窓口を設置する等必要な体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 県は、<u>前項の</u> _____ 相談を受けたときは、その当事者の相互理解<u>及び</u>自主的な取組による解決を促進するため、専門的知見を活用して助言その他の必要な支援を行うものとする。</p>



群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例 素案（パブコメ段階）と原案の比較表

資料3の参考

素案（パブコメ段階）	原案（法規審査未了）
<p><b>第15 雇用及び就労の促進</b></p> <p>県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、<u>障害者がその能力を十分に発揮して、適性に合った</u>職業に従事することができるよう、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p><b>（雇用及び就労の促進）</b></p> <p>第十五条 県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、<u>障害者がその能力に応じて適切な</u>職業に従事することができるよう、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p><b>第16 情報の取得・意思疎通の手段の確保</b></p> <p>1 県は、<u>障害の特性に応じた多様な対応が必要であることを認識し、及び障害の特性に配慮し、</u>障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図る<u>ために</u> <u>必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>2 県は、障害者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行うものとする。</p>	<p><b>（情報の取得及び意思疎通の手段の確保）</b></p> <p>第十六条 県は、<u>障害者が円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるよう、障害の特性に配慮して、</u>必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、障害者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行うものとする。</p>
<p><b>第17 <u>社会参加活動の推進</u></b></p> <p>県は、障害者と障害者でない者が共に<u>文化芸術活動、スポーツ等</u>に参加することができるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p><b><u>（スポーツ等への参加の促進）</u></b></p> <p>第十七条 県は、障害者と障害者でない者が共に<u>スポーツ、文化芸術活動等</u>に参加することができるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p><b>第18 防災</b></p> <p>県は、障害者が地域社会において安全かつ安心して生活を営むことができるよう、防災に関し必要な施策を講ずるに当たっては、<u>障害者の個々の障害の特性及び状況に応じた多様な対応が必要であることを認識し、</u>障害者の特性及び状況に配慮するものとする。</p>	<p><b>（防災）</b></p> <p>第十八条 県は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、防災に関し必要な施策を講ずるに当たっては、<u>障害の特性及び状況に配慮するものとする。</u></p>
	<p><b>附 則</b></p> <p><b>（施行期日）</b></p> <p>1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。</p>